

札障第 5772 号
平成 28 年（2016 年）2 月 25 日
一部改正
札障第 6554 号
平成 28 年（2016 年）3 月 31 日

市内訪問系サービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業に係る報酬算定等について

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件に係る報酬算定の具体的取扱いや上限額管理の方法について、下記のとおり通知いたします。貴事業所職員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 報酬算定に係る加算の取扱い

- (1) 報酬算定に当たっては、重度訪問介護の基本報酬の他、以下の加算を対象とする。
 - ア 重度障害者等包括支援対象者の場合における加算（15%加算）
 - イ 障害支援区分 6 に該当する者の場合における加算（8.5%加算）
 - ウ 夜間早朝・深夜加算（夜間早朝：25%加算、深夜：50%加算）
 - エ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）
- (2) 15%加算（上記 1 (1) のア）又は 8.5%加算（上記 1 (1) のイ）の請求に当たっては、入院時コミュニケーション支援受給者証の記載内容より、該当する加算を確認すること。

(3) 特定事業所加算（上記 1 (1)のエ）の請求に当たっては、入院前に支援実績のあるサービス種別に係る事業所届出状況に基づき、当該加算を算定できるものとする。

例：入院前に居宅介護を提供していた場合は、重度訪問介護に係る特定事業所加算の届出状況に関わらず、居宅介護に係る特定事業所加算の届出状況に基づき算定する。

(4) 重度訪問介護に係る報酬の詳細については、下記URLより、報酬告示やサービスコード等を確認すること。

URL：<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/h27hoshu.html>

2 支給量管理

入院時コミュニケーション支援の利用契約を締結又は終了した事業所は、障害福祉サービス受給者証（別冊）の「居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護等事業者記入欄」に必要な事項を記入のうえ、障害福祉サービスと同様に支給量管理を行う。なお、契約内容報告書の提出は不要とする。

（記入例）

番号	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護等事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	さっぽろヘルパーステーション	
	サービス内容	入院時コミュニケーション支援	
	契約支給量	月 75 時間 分	事業者確認印
	契約期間始期	平成 27 年 10 月 1 日	事業者確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 27 年 11 月 30 日	
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	30 時間 0 分	事業者確認印	
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月 時間 分	事業者確認印
	契約期間始期	平成 年 月 日	事業者確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月 時間 分	事業者確認印
	契約期間始期	平成 年 月 日	事業者確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分		

新規契約時

契約終了時

3 上限額管理事務

(1) 上限額管理対象者の確認

利用者が次の①～③の全てに該当する場合は、入院時コミュニケーションを行う事業所（以下「コミュニケーション支援事業所」という。）が当該事業に係る利用者負担の上限額管理を行うものとする。

①	利用者負担上限月額が0円以外の者
②	同一月に複数のコミュニケーション支援事業所を利用する者
③	同一月における障害福祉サービスの利用者負担額が利用者負担上限月に満たない者

(2) 上限額管理事業所の決定

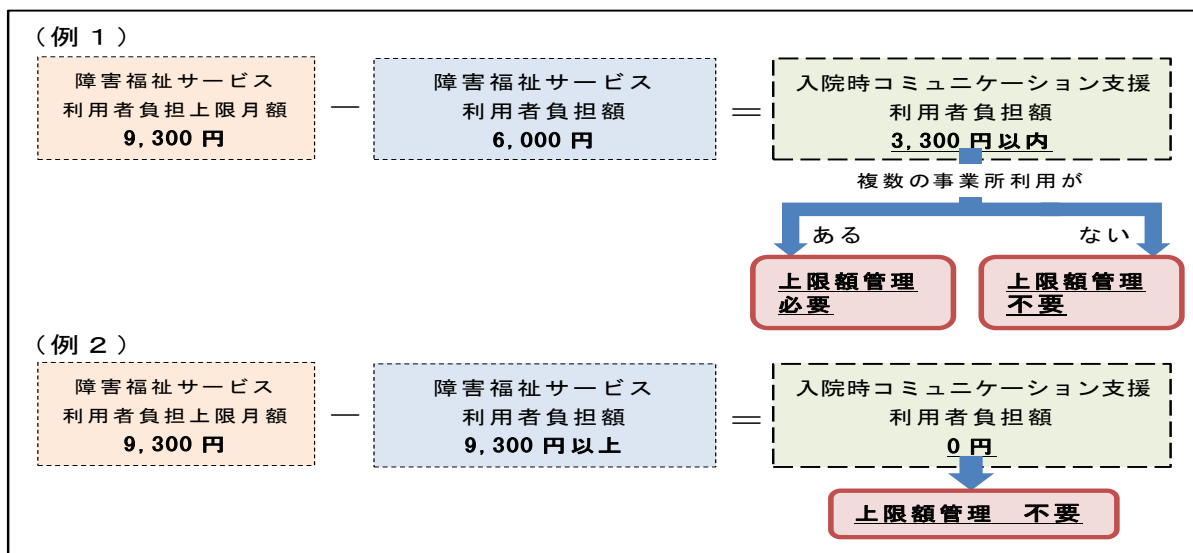
コミュニケーション支援事業所は、利用者が上記3(1)の①及び②に該当する場合、以下の優先順位を基本に事業所間で調整し、利用者の合意を得た上で上限額管理事業所を決定する。なお、上限額管理に係る届出は不要とする。

ア 障害福祉サービスの上限額管理を行っているコミュニケーション支援事業所

イ 当該事業における契約支給量が最も多いコミュニケーション支援事業所

(3) 利用者負担額の調整

当該事業の利用者負担額は、同一月における障害福祉サービスの利用状況を踏まえ、確定させる必要があることから、障害福祉サービスに係る上限額管理結果票等より利用者負担額を確認の上、当該事業の利用者負担額を調整する。なお、障害福祉サービスの利用者負担額が上限に達している場合は、当該事業の利用者負担額は0円となるため、上限額管理は不要。



(4) 上限額管理事務の流れ

- ア 上限額管理事業所は、自事業所以外のコミュニケーション支援事業所（以下「関係事業所」という。）に対し、総費用額及び利用者負担額の報告を依頼し、関係事業所は、当該費用を算出して、上限額管理事業所に速やかに報告する。
- イ 上限額管理事業所は、関係事業所の報告に基づき、「入院時コミュニケーション支援利用者負担上限額管理結果票」（以下「管理結果票」という。）を作成し、その内容について利用者に確認を求める。
- ウ 上限額管理事業所は、利用者への確認後、関係事業所に管理結果票の写しを送付する。
- エ 各コミュニケーション支援事業所は、管理結果票又は写しをもとに、請求書等を作成のうえ、区保健福祉部に対し、請求する。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係
Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181